

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6051

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 4 日	支出額	5,500 円
項目	事務費	充当額	3,850 円
細目	事務費	按分率	7/10
摘要	切手代		
備考	梅澤佳一		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

領収書要貼付欄		日本郵便株式会社	
領収書			
郵便			
[郵便切手引受]			
第一種正形		13.5%	
¥110	15通	¥1,650	
小計		¥1,650	
[販売]			
国産大学制250周年・切手			
1,100円	5枚	¥5,500	
小計		¥5,500	
郵便物引受合計通数		15通	
課税計(10%)		¥1,650	
内消費税等(10%)		¥1,650	
非課税計		¥5,500	
△計		¥7,150	
お預り クレジット		¥7,150	
領収書は 領収書を (別紙に添付)		⑤を使用すること。	
			
〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年11月 4日 9:06 発行No. 25110423601 端N23箱01 連絡先: 葉橋郵便局 TEL: 0570-943-304			
領収書等には、①年月日、②金額、③宛先、④宛名が記載されている。 宛先が不明な場合は、請求方法を余白/			
クレジット売上票			

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6052

(1/1)

日付	令和 7 年 11 月 4 日	支出額	12,320 円
項目	事務費	充当額	9,856 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	複合機リース代 11 月分の支払い		
備考			

支払証明書あり

理由 銀行口座引落の為

きら英敏事務所はOA機器等契約媒介申込約款を確認し以下内容にて申し込みをします。

1. 申込者

2023/07/20

会社情報	会社名	フリガナ キラヒデトシジムショ		
		きら英敏事務所		
	代表者名	フリガナ キラヒデトシ	電話番号	
		吉良英敏	FAX番号	
	住所	〒 340-0133 埼玉県幸手市惣新田1465		
担当者名	フリガナ [REDACTED]	担当者	[REDACTED]	
		電話番号	[REDACTED]	
e-mail	kira.hidetoshi.jimusyo@gmail.com			
請求先	住所	〒 340-0133 埼玉県幸手市惣新田1465		
	送付先名	きら英敏事務所		
	担当者名	[REDACTED]	電話番号 0480-48-1172	
	e-mail	kira.hidetoshi.jimusyo@gmail.com		
納品先	納品先	〒 340-0133 埼玉県幸手市惣新田1465		
	納品先名	きら英敏事務所		
	担当者名	[REDACTED]	電話番号 0480-48-1172	

2. 媒介事業者

会社名	株式会社ビジョン	代表者名	大田 健司
住所	〒160-0022 東京都新宿区新宿六丁目27番30号	担当者名	[REDACTED]

2023/07/20

3. 契約商品・サービス

一覧				
No	メーカー	商品名	型式	数量
1	キヤノン	複合機	iR-ADV C3830F	1

納入予定日

月額リース料11,200

支払回数72

リース料総額806,400

備考

2023/07/20

5. 解約/撤去品

一覧

1	メーカー	商品名	型式		台数	保守	保守会社名	保守会社TEL
	Canon	カラー複合機	iR-ADV C3330F		1	有	株式会社 ドミジョン	03-5291-5810
	契約形態	リース会社	残期間	残月額	契約番号	リース解約区分	処理区分	
	リース	セゾン	0回	7,800円		委任解約	撤去(廃棄)	
	メーカー	商品名	型式		台数	保守	保守会社名	保守会社TEL
	契約形態	リース会社	残期間	残月額	契約番号	リース解約区分	処理区分	
			回	円				

備考

OA機器等契約媒介申込約款

この「OA機器等契約媒介申込約款」は、表記、OA機器契約媒介申込者（以下、「貴社」といいます。）が、株式会社ビジョン（以下、「当社」といいます。）に対して、リース契約の媒介を委託する際に適用される事項について定めるものとします。

第1条（用語の定義）

本約款で用いられる用語の定義は以下の通りです。

本約款：この「OA機器等契約媒介申込約款」をいいます。

本契約：本約款を契約の内容として締結されるOA機器等の媒介についての契約をいいます。

本申込書：本契約の締結のために用いられる申込書をいいます。

本リース申込書等：本契約に基づき当社が媒介するリース契約の申込書及びリース契約の審査依頼書の総称です。

本リース約款：リース会社が規定するリース契約についての約款をいいます。

本リース契約：当社が媒介するリース契約をいいます。

本リース物件：リース契約の対象となる商品又はサービスをいいます。

旧リース契約：リース契約の締結に伴い解約となるリース契約をいいます。

旧物件：旧リース契約の対象となる商品又はサービスをいいます。

旧リース会社：旧リース契約を提供するリース会社をいいます。

第2条（リース申込及び審査等）

1. 貴社は、当社に本リース契約の媒介を依頼するに当たり、本申込書と併せて本リース申込書等を当社に提出するものとします。
2. 本契約は、貴社が本申込書を当社に提出したときに成立するものとします。
3. 貴社は、貴社の責任において、本リース申込書等に記載された条件（本リース約款を含みますが、これに限りません。）を確認するものとします。
4. 貴社は、本リース申込書等へ虚偽の記載をするなどしてはなりません。
5. 当社は、貴社から本リース申込書等の提出を受けた場合、遅滞なく本リース申込書等をリース会社に提出し、本リース契約に関する審査を依頼するものとします。
6. 前項の審査は、リース会社の基準でリース会社が実施するものであり、当社はその結果について、何らの責任も負わないものとします。

第3条（本リース物件）

当社は、本リース物件について、本リース物件が通常有すべき機能を正常に備えていることの他、貴社の特定の目的に適合すること、固有の環境等に適合すること、期待する機能、商品的価値、正確性、有用性を有すること、又は貴社に適用のある法令又は業界団体の規則等に適合すること等について、何らの保証しないものとします。

第4条（本リース物件の設置）

1. 貴社が第2条のリースの審査に合格した場合、当社は、別途貴社と協議の上定めた期日までに、本リース物件を本リース申込書記載の設置場所に設置するものとします。
2. 貴社は、本リース物件の設置完了後、本リース契約が開始されるまで、善良な管理者の注意をもって、本リース物件を保管、管理しなければなりません。

第5条（キャンセル）

貴社は、貴社が貴社の責に帰すべき事由により本リース契約の申込を撤回した場合、以下の違約金を当社に支払うものとします。

本リース契約にかかる審査承認の連絡をしてから物件設置まで：本リース物件にかかるリース契約総額の50%相当額

本リース契約にかかる審査承認の連絡をしてから物件設置後：本リース物件にかかるリース契約総額相当額

第6条（旧物件）

1. リース物件の設置が入れ替えを伴うものである場合、貴社は、当社に対し、旧物件の引き上げを委託できるものとします。
2. 貴社は、前項に基づき当社に旧物件の引き上げを委託する場合、その処分について、当社に一任するものとします。
3. 貴社は、旧物件に何らかの権利が設定されている場合、貴社の責任と費用において、当該権利を除去する等の必要な措置を講じるものとし、当社は、旧物件の処分の結果生じた当該権利に関する事項について、何らの責任も負わないものとします。

第7条（残債務）

1. 貴社は、旧物件がリース物件である場合、旧リース契約にかかる残債務は、原則本リース物件代金に上乗せされることを承諾するものとします。ただし、貴社が残債務を別途旧リース会社に対して清算した場合はこの限りではありません。
2. 前項の規定に関わらず、旧リース契約の料金について、未払いの料金（本契約成立時において既に支払日が到来している旧リース契約にかかる料金のうち、その支払いがなされていないものをいうものとします。）がある場合は、貴社自身で当該未払いの料金を精算しなければなりません。

第8条(秘密保持)

1. 当社及び貴社は、当社又は貴社が相手方に対し秘密である旨明示の上で開示した技術上又は営業上の情報(以下、「秘密情報」といいます。)を、第三者へ漏洩及び開示し、又は本契約の目的以外に使用してはならないものとします。但し、次の各号に該当する情報は秘密情報より除外されるものとします。

- (1)開示され又は知得したときに既に公知であった情報。
- (2)開示され又は知得したときに既に自己が所有していた情報。
- (3)開示され又は知得した後に自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報。
- (4)開示され又は知得した後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報。
- (5)開示又は知得の前後を問わず独自に取得した情報。

2. 当社及び貴社は、秘密情報のうち、法令、金融商品取引所の規則又は裁判所の判決、決定若しくは命令に基づき開示を義務付けられた情報を、必要最小限の範囲で開示することができるものとします。なお、かかる開示を行う場合、事前又は事後直ちに、その旨を相手方に通知しなければならないものとします。

3. 当社及び貴社は、自らの役員及び従業員(以下、「役職員」といいます。)に本条を遵守させる義務を負うものとし、役職員又は元役職員による本条の違反について、一切の責任を負うものとします。

第9条(個人情報)

1. 貴社は、個人情報の保護に関する法律(以下、本条において「法」といいます。)に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して当社より取扱いを委託された個人データ(法第2条第6項に規定する個人データをいいます。以下同じ。)及び本件業務遂行のため、当社貴社間で個人データと同等の安全管理措置(法第20条に規定する安全管理措置をいいます。)を講ずることについて、本契約又はその他の契約により合意した個人情報(以下、あわせて「個人情報」といいます。)を第三者に漏洩してはならないものとします。

2 貴社は、当社が指定する情報管理規格に準拠して、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

3 貴社は、個人情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要となる場合は、事前に当社から書面による承諾を受けるものとします。

4. 個人情報の提供及び返還等については、当社の指示に従うものとします。

第10条(反社会的勢力の排除)

1. 当社及び貴社(これらの役職員を含みます。以下、本条において同じ。)は、それぞれ自己が下記の各号の一に該当しないこと及び今後ともこれに該当する行為を行わないことを表明・保証し、相手方が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)であること。

(2)実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること。

(3)親会社、子会社(いずれも会社法の定義によります。以下、同じ。)又は本契約等の履行のために再委託する第三者が前二号のいずれかに該当すること。

2. 当社及び貴社は、相手方が本契約の履行に関連して、下記の各号の一に該当したときは、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(1)暴力的な要求行為をすること。

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為をすること。

(3)脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をすること。

(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用・名誉を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為をすること。

(5)第三者をして前四号の行為をさせること。

(6)当社及び貴社又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為をすること。

(7)親会社、子会社又は本契約等の履行のために再委託する第三者が前六号のいずれかに該当する行為をすること。

(8)その他前各号に準ずる行為をすること。

3. 前二項により本契約を解除した当事者は、相手方に対し、解除により生じた損害の賠償を請求することができるものとし、また、本契約等を解除された当該相手方は、解除した当事者に対し、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとします。

第11条(契約の解除)

1. 当社及び貴社は、相手方が本契約に違反し、当該違反の是正を求める催告を行っても相当期間内に当該違反が是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

2. 当社及び貴社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(1)第三者から差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てを受け、又は受けることが明白であるとき。

(2)破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他これらに準ずる法定手続を自ら申し立て、又は第三者から申し立てられたとき。

(3)支払停止若しくは振出した手形、小切手等が不渡りとなったとき、又は手形交換所から不渡り処分を受けたとき。

- (4)営業停止又は営業許可取消等の処分を受けたとき。
 - (5)解散決議をしたとき。
 - (6)財務状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (7)相手方の名誉、信用を失墜させ、又は重大な損害を与え又はそのおそれがあるとき。
 - (8)その他、本契約等を継続し難い重大な事由が生じたとき。
3. 本条により本契約を解除された当事者は、相手方に対して負う金銭債務について当然に期限の利益を失い、相手方に対し、本契約に基づく債務全額を直ちに支払わなければならないものとします。
4. 本条により本契約を解除された当事者は、相手方に対し、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとします。

第12条(損害賠償)

貴社は、貴社の故意又は過失により当社に損害を与えた場合、かかる損害を賠償するものとします。

第13条(不可抗力)

天災地変、法令の制定改廃、公権力による命令、処分又は第三者の争議行為など、乙の責に帰す事のできない事由により本契約上の当社の義務の全部又は一部の履行が遅延し又は不能となった場合、当社は、当該遅延又は不能の一切の責任を負わないものとします。

第14条(相殺)

当社は、双方の弁済期の到来に関わらず、本契約に関わらず、当社が貴社に対して負担する債務と、当社が貴社に対して有する債権とを、当社の定める任意の充当の順序に従い対当額にて相殺できるものとします。

第15条(権利義務の譲渡の禁止)

当社及び貴社は、相手方からの事前の書面又は電子メールによる承諾がない限り、本契約から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡しもしくは引き受けさせて、又は担保に供してはならないものとします。

第16条(企業情報利用)

当社は、貴社から受領した企業情報を以下の要領で取り扱います。なお、該当の情報が個人情報に該当する場合は、本項の要領のほか、当社のプライバシーポリシー(<http://vision-net.co.jp/privacy.html>)に則り取り扱うものとします。

1. 利用目的

- (1)当事業における商品・サービスの案内・提供
- (2)各種懸賞・キャンペーンの案内・提供
- (3)当事業に関する市場調査等

2. 第三者開示

- (1)貴社が当社に対する債務の支払いを遅延させた場合等、当社に不利益を与えた場合および与えることが明らかな場合当該事案の解決を目的として貴社の情報を当社が委託する第三者へ開示することがあります。
- (2)当社は、本申込みに関連した当社の義務(保守サービス等のサービスの提供に伴うものを含みます)を第三者へ委託する場合があります、当該義務の履行を目的として、貴社の情報を第三者へ開示することがあります。

第17条(準拠法)

本契約は、日本法に準拠し、日本法により解釈されます。

第18条(合意管轄)

本契約に関連する訴訟は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6053

(1/1)

日付	令和 7 年 11 月 4 日	支出額	12,320 円
項目	事務費	充当額	9,856 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	複合機リース代 10 月分の支払い		
備考			

支払証明書あり

理由 銀行口座引落の為

2023/07/20

3. 契約商品・サービス

一覧				
No	メーカー	商品名	型式	数量
1	キヤノン	複合機	iR-ADV C3830F	1

納入予定日

月額リース料11,200

支払回数72

リース料総額806,400

備考

2023/07/20

5. 解約/撤去品

一覧

1	メーカー	商品名	型式		台数	保守	保守会社名	保守会社TEL
	Canon	カラー複合機	iR-ADV C3330F		1	有	株式会社 ドミジョン	03-5291-5810
	契約形態	リース会社	残期間	残月額	契約番号	リース解約区分	処理区分	
	リース	セゾン	0回	7,800円		委任解約	撤去(廃棄)	
	メーカー	商品名	型式		台数	保守	保守会社名	保守会社TEL
	契約形態	リース会社	残期間	残月額	契約番号	リース解約区分	処理区分	
			回	円				

備考

OA機器等契約媒介申込約款

この「OA機器等契約媒介申込約款」は、表記、OA機器契約媒介申込者（以下、「貴社」といいます。）が、株式会社ビジョン（以下、「当社」といいます。）に対して、リース契約の媒介を委託する際に適用される事項について定めるものとします。

第1条（用語の定義）

本約款で用いられる用語の定義は以下の通りです。

本約款：この「OA機器等契約媒介申込約款」をいいます。

本契約：本約款を契約の内容として締結されるOA機器等の媒介についての契約をいいます。

本申込書：本契約の締結のために用いられる申込書をいいます。

本リース申込書等：本契約に基づき当社が媒介するリース契約の申込書及びリース契約の審査依頼書の総称です。

本リース約款：リース会社が規定するリース契約についての約款をいいます。

本リース契約：当社が媒介するリース契約をいいます。

本リース物件：リース契約の対象となる商品又はサービスをいいます。

旧リース契約：リース契約の締結に伴い解約となるリース契約をいいます。

旧物件：旧リース契約の対象となる商品又はサービスをいいます。

旧リース会社：旧リース契約を提供するリース会社をいいます。

第2条（リース申込及び審査等）

1. 貴社は、当社に本リース契約の媒介を依頼するに当たり、本申込書と併せて本リース申込書等を当社に提出するものとします。
2. 本契約は、貴社が本申込書を当社に提出したときに成立するものとします。
3. 貴社は、貴社の責任において、本リース申込書等に記載された条件（本リース約款を含みますが、これに限りません。）を確認するものとします。
4. 貴社は、本リース申込書等へ虚偽の記載をするなどしてはなりません。
5. 当社は、貴社から本リース申込書等の提出を受けた場合、遅滞なく本リース申込書等をリース会社に提出し、本リース契約に関する審査を依頼するものとします。
6. 前項の審査は、リース会社の基準でリース会社が実施するものであり、当社はその結果について、何らの責任も負わないものとします。

第3条（本リース物件）

当社は、本リース物件について、本リース物件が通常有すべき機能を正常に備えていることの他、貴社の特定の目的に適合すること、固有の環境等に適合すること、期待する機能、商品的価値、正確性、有用性を有すること、又は貴社に適用のある法令又は業界団体の規則等に適合すること等について、何らの保証しないものとします。

第4条（本リース物件の設置）

1. 貴社が第2条のリースの審査に合格した場合、当社は、別途貴社と協議の上定めた期日までに、本リース物件を本リース申込書記載の設置場所に設置するものとします。
2. 貴社は、本リース物件の設置完了後、本リース契約が開始されるまで、善良な管理者の注意をもって、本リース物件を保管、管理しなければなりません。

第5条（キャンセル）

貴社は、貴社が貴社の責に帰すべき事由により本リース契約の申込を撤回した場合、以下の違約金を当社に支払うものとします。

本リース契約にかかる審査承認の連絡をしてから物件設置まで：本リース物件にかかるリース契約総額の50%相当額

本リース契約にかかる審査承認の連絡をしてから物件設置後：本リース物件にかかるリース契約総額相当額

第6条（旧物件）

1. リース物件の設置が入れ替えを伴うものである場合、貴社は、当社に対し、旧物件の引き上げを委託できるものとします。
2. 貴社は、前項に基づき当社に旧物件の引き上げを委託する場合、その処分について、当社に一任するものとします。
3. 貴社は、旧物件に何らかの権利が設定されている場合、貴社の責任と費用において、当該権利を除去する等の必要な措置を講じるものとし、当社は、旧物件の処分の結果生じた当該権利に関する事項について、何らの責任も負わないものとします。

第7条（残債務）

1. 貴社は、旧物件がリース物件である場合、旧リース契約にかかる残債務は、原則本リース物件代金に上乗せされることを承諾するものとします。ただし、貴社が残債務を別途旧リース会社に対して清算した場合はこの限りではありません。
2. 前項の規定に関わらず、旧リース契約の料金について、未払いの料金（本契約成立時において既に支払日が到来している旧リース契約にかかる料金のうち、その支払いがなされていないものをいうものとします。）がある場合は、貴社自身で当該未払いの料金を精算しなければなりません。

第8条(秘密保持)

1. 当社及び貴社は、当社又は貴社が相手方に対し秘密である旨明示の上で開示した技術上又は営業上の情報(以下、「秘密情報」といいます。)を、第三者へ漏洩及び開示し、又は本契約の目的以外に使用してはならないものとします。但し、次の各号に該当する情報は秘密情報より除外されるものとします。

- (1)開示され又は知得したときに既に公知であった情報。
- (2)開示され又は知得したときに既に自己が所有していた情報。
- (3)開示され又は知得した後に自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報。
- (4)開示され又は知得した後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報。
- (5)開示又は知得の前後を問わず独自に取得した情報。

2. 当社及び貴社は、秘密情報のうち、法令、金融商品取引所の規則又は裁判所の判決、決定若しくは命令に基づき開示を義務付けられた情報を、必要最小限の範囲で開示することができるものとします。なお、かかる開示を行う場合、事前又は事後直ちに、その旨を相手方に通知しなければならないものとします。

3. 当社及び貴社は、自らの役員及び従業員(以下、「役職員」といいます。)に本条を遵守させる義務を負うものとし、役職員又は元役職員による本条の違反について、一切の責任を負うものとします。

第9条(個人情報)

1. 貴社は、個人情報の保護に関する法律(以下、本条において「法」といいます。)に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して当社より取扱いを委託された個人データ(法第2条第6項に規定する個人データをいいます。以下同じ。)及び本件業務遂行のため、当社貴社間で個人データと同等の安全管理措置(法第20条に規定する安全管理措置をいいます。)を講ずることについて、本契約又はその他の契約により合意した個人情報(以下、あわせて「個人情報」といいます。)を第三者に漏洩してはならないものとします。

2. 貴社は、当社が指定する情報管理規格に準拠して、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

3. 貴社は、個人情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要となる場合は、事前に当社から書面による承諾を受けるものとします。

4. 個人情報の提供及び返還等については、当社の指示に従うものとします。

第10条(反社会的勢力の排除)

1. 当社及び貴社(これらの役職員を含みます。以下、本条において同じ。)は、それぞれ自己が下記の各号の一に該当しないこと及び今後ともこれに該当する行為を行わないことを表明・保証し、相手方が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)であること。

(2)実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること。

(3)親会社、子会社(いずれも会社法の定義によります。以下、同じ。)又は本契約等の履行のために再委託する第三者が前二号のいずれかに該当すること。

2. 当社及び貴社は、相手方が本契約の履行に関連して、下記の各号の一に該当したときは、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(1)暴力的な要求行為をすること。

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為をすること。

(3)脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をすること。

(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用・名誉を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為をすること。

(5)第三者をして前四号の行為をさせること。

(6)当社及び貴社又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為をすること。

(7)親会社、子会社又は本契約等の履行のために再委託する第三者が前六号のいずれかに該当する行為をすること。

(8)その他前各号に準ずる行為をすること。

3. 前二項により本契約を解除した当事者は、相手方に対し、解除により生じた損害の賠償を請求することができるものとし、また、本契約等を解除された当該相手方は、解除した当事者に対し、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとします。

第11条(契約の解除)

1. 当社及び貴社は、相手方が本契約に違反し、当該違反の是正を求める催告を行っても相当期間内に当該違反が是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

2. 当社及び貴社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(1)第三者から差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てを受け、又は受けることが明白であるとき。

(2)破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他これらに準ずる法定手続を自ら申し立て、又は第三者から申し立てられたとき。

(3)支払停止若しくは振出した手形、小切手等が不渡りとなったとき、又は手形交換所から不渡り処分を受けたとき。

- (4)営業停止又は営業許可取消等の処分を受けたとき。
 - (5)解散決議をしたとき。
 - (6)財務状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (7)相手方の名誉、信用を失墜させ、又は重大な損害を与え又はそのおそれがあるとき。
 - (8)その他、本契約等を継続し難い重大な事由が生じたとき。
3. 本条により本契約を解除された当事者は、相手方に対して負う金銭債務について当然に期限の利益を失い、相手方に対し、本契約に基づく債務全額を直ちに支払わなければならないものとします。
4. 本条により本契約を解除された当事者は、相手方に対し、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとします。

第12条(損害賠償)

貴社は、貴社の故意又は過失により当社に損害を与えた場合、かかる損害を賠償するものとします。

第13条(不可抗力)

天災地変、法令の制定改廃、公権力による命令、処分又は第三者の争議行為など、乙の責に帰す事のできない事由により本契約上の当社の義務の全部又は一部の履行が遅延し又は不能となった場合、当社は、当該遅延又は不能の一切の責任を負わないものとします。

第14条(相殺)

当社は、双方の弁済期の到来に関わらず、本契約に関わらず、当社が貴社に対して負担する債務と、当社が貴社に対して有する債権とを、当社の定める任意の充当の順序に従い対当額にて相殺できるものとします。

第15条(権利義務の譲渡の禁止)

当社及び貴社は、相手方からの事前の書面又は電子メールによる承諾がない限り、本契約から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡しもしくは引き受けさせて、又は担保に供してはならないものとします。

第16条(企業情報利用)

当社は、貴社から受領した企業情報を以下の要領で取り扱います。なお、該当の情報が個人情報に該当する場合は、本項の要領のほか、当社のプライバシーポリシー(<http://vision-net.co.jp/privacy.html>)に則り取り扱うものとします。

1. 利用目的

- (1)当事業における商品・サービスの案内・提供
- (2)各種懸賞・キャンペーンの案内・提供
- (3)当事業に関する市場調査等

2. 第三者開示

- (1)貴社が当社に対する債務の支払いを遅延させた場合等、当社に不利益を与えた場合および与えることが明らかな場合当該事案の解決を目的として貴社の情報を当社が委託する第三者へ開示することがあります。
- (2)当社は、本申込みに関連した当社の義務(保守サービス等のサービスの提供に伴うものを含みます)を第三者へ委託する場合があります、当該義務の履行を目的として、貴社の情報を第三者へ開示することがあります。

第17条(準拠法)

本契約は、日本法に準拠し、日本法により解釈されます。

第18条(合意管轄)

本契約に関連する訴訟は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6073

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 5 日	支出額	49,720 円
項目	事務費	充当額	44,748 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	文書管理業務及び事務機器等維持管理業務委託料 1 0 月分		
備考	文書管理業務及び事務機器等維持管理業務委託料（送金料を含む）		

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-11-05		通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N020	*49,500	
	残高	
送金料金 *220円		
振込予定日 07-11-05		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

整理番号 136-2

業務委託契約書

武内政文（以下、甲と略す）は メガロードツヴァイ（以下、乙と略す）に対し、甲の事務所における管理・保全業務を委託する。乙は、甲から委託された業務を請け負う。この件に関し、両者は下記の基本条項を締結した。

第一条 契約の対象物

甲の事務所における文書及び名簿の管理業務、ならびに事務所に置かれた情報通信機器の保全業務。

第二条 契約の目的

乙は、甲の議員活動が円滑かつ適切に行えるよう文書の作成及び発行作業を請け負う。また、事務所内における情報通信機器が正常かつ安全に稼動するよう保守点検作業を行う。

第三条 契約対象物の所在地

武内まさふみ県政調査事務所 埼玉県入間郡越生町越生895（〒350-0416）

第四条 契約の期間

本契約は、令和7年7月1日より発効し令和8年3月末日までの9ヶ月間を有効期限とする。契約の更新は、本契約が満了する前月末までに甲乙協議の上決定する。

第五条 契約期間における乙の義務

乙は、甲の求めに応じて甲の事務所を訪問し、第二条に定めた業務を行う。

第六条 契約料金

業務委託にかかる月々の契約料金は49,500円と定める。

第七条 契約料金の請求と支払い

乙から甲に対する請求は毎月末を締め日と定め、翌月の10日までに業務完了報告書の提出と同時に書面にて請求を行う。甲は乙からの書面到着後、速やかに支払いを行う。

第八条 契約に関する協議

本契約に定めのない条項、または本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙双方誠意を持って協議し、円満解決を図るものとする。

令和 7年 7月 / 日

甲 入間郡越生町越生895
武内まさふみ県政調査事務所

武内政文

乙 〒350-0414 埼玉県入間郡越生町越生東3丁目12番地8

メガロード ツヴァイ

代表 田口 隆良

TEL 049-292-3801 携帯 090-4179-1335

政務活動費 領収書等貼付用紙

6074

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 5 日	支出額	3,358 円
項目	事務費	充当額	3,022 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	ウォーターサーバーレンタル料・ボトル代として（令和 7 年 10 月分）		
備考	松本義明 但しウォーターサーバー代（令和 7 年 10 月分）として 口座名義：松本義明政務活動事務所		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6074

(2/2)

07-11-05 振替 *3,358 / SMBC (ウオ-ターネツ)

御請求書

358-0023
人間市扇台2-1-21

松本 義明 様

伝票No. 00244893
株式会社スズキガス WVN販売部
358-0022
人間市扇町屋5-9-4
TEL 0120-366-207



2025年10月20日締
下記の通りご請求申し上げます。
ご入金との行き違いの際はご了承ください。

発行日: 2025年10月21日
振込先:

前回ご請求額	今回入金額	今回お買上額	消費税	今回ご請求額
		3,100	258	3,358

お支払方法: 口座振替

日付	伝票No.	松本 義明	商品名	数量	単位	単価	金額	ご入金	備考
10/16	32514017		ボトルウォーター 12L ※	2.00		1,300.0	2,600		
10/20	25102001		ウォーターネット安心サポート料	1.00		500.0	500		
			売上合計 税率8%				2,600		
			消費税合計 税率8%				208		
			売上合計 税率10%				500		
			消費税合計 税率10%				50		

注 ※は軽減税率対象商品です。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6075

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 5 日	支出額	3,867 円
項目	事務費	充当額	3,480 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所水道料金 令和 7 年 8 月 6 日～10 月 6 日		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

6075

(2/2)

埼玉県三郷市上下水道料金納入通知書兼領収証書 ㊤

振替口座

00160-1-960606

加入者

三郷市水道事業

水栓所在地

三郷市早稲田2丁目8-5

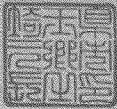
加藤コーポラス 101

使用者氏名

逢澤 圭一郎 様

下記の金額を納期限までにお支払いください。

三郷市長 木津雅晟



水栓番号		
使用期間	令和 7年 8月 6日 ～ 令和 7年10月 6日	
用途／口径	一般用	20 mm
上水道	使用水量	2 m ³
	水道料金	1,727 円
	(うち消費税等 10 %)	157 円
下水道	排除汚水量	2 m ³
	下水道使用料	2,140 円
	(うち消費税等 10 %)	194 円
合計金額	3,867 円	
納期限	令和 7年 11月 17日	

上記の金額を領収いたしました。

発行日

令和 7年 10月 30日

三郷市水道部 T1800020001359

この通知書で

令和 7年11月17日

までにお支払いください。

領収日付印

収入印紙不要

25.11.05





金額を訂正したもの、領収日付印のないものは無効です。

お客様控

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6076

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 5 日	支出額	6,364 円
項目	事務費	充当額	5,727 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所電気料金 2025 年 10 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

6076

(2/2)

電気料金等領収証

年 月分	金 額 (円)
2025-10	6,364
うち消費税等相当額 (円)	578
ご使用場所・ご使用場所名義 埼玉県三郷市早稲田2丁目8番5号 加藤コーポラス 101号室 逢澤 圭一郎 様	
お支払者氏名逢澤 圭一郎 様	
ご契約番号 [REDACTED]	
料金プラン 東京Vプラン	

お支払い期限

裏面をご覧のうえ11月30日
までにお支払いください。

金額を訂正したもの、収納印のないものは無効です。
お客さま控え及びレシートは払込の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

収 納 印

収入印紙
(コンビニエンスストア
収納用)

05
[REDACTED]

受取人・お問い合わせ先
ENEOS Power株式会社
ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター
電話：0570-01-8704 (ナビダイヤル)
受付時間：午前9時～午後5時 (日曜および祝日、年末年始を除く)
登録番号：T6010001237378
収納代行会社：三井住友カード株式会社
(コンビニエンスストア→お客さま)

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6077

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 5 日	支出額	5,871 円
項目	事務費	充当額	5,283 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	電気料金等 2025 年 10 月分（使用期間 9 月 23 日～10 月 22 日）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

6077

(2/2)

ゆうちょ銀行または郵便局でお支払いの場合は左側2票だけお出し下さい。

(A)電気料金等領収証

年月分

7-10

金額

5,871

うち消費税等相当額

533

お支払人氏名

カネコ ユウタ

様

お客さま番号

ご請求番号

21-00162-53211

東京電力エナジーパートナー株式会社

お問い合わせ先

(カスタマーセンター)

0120-995-113

日 附 印

25.11.5

466030

(お客さま控え)

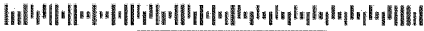
365-0054
埼玉県鴻巣市大間798-3

A0A01A03889100000000
241739339738



東京電力エナジーパートナー株式会社

カネコ ユウタ 様



お客様番号 5HJ022 2510281 0000
0057120# 00028560 0001/0001



電気料金等請求書
(Electric bills)

(登録事業者番号: T8010001166930)
クレジット管理センター
162-8620
東京都新宿区横町7 4階
お問い合わせ先 (カスタマーセンター)
0120-995-113
～おかけ間違いにお気をつけ下さい。～

毎度ご利用いただきありがとうございます。令和 7年10月分の電気料金等を下記のとおりご請求させていただきます。

カネコ ユウタ 様

ご請求金額	5,871円
うち消費税等相当額	533円

ご使用場所	埼玉県鴻巣市大間798-3				
地区番号	24	(計量日: 23)	お客様番号		ご請求番号 21-00162-53211
お支払期限日	令和 7年11月26日	供給地点特定番号			
		次回ご請求予定日	令和 7年11月26日		

○ご契約内容 契約種別	スタンダードS	使用期間	9月23日 ~ 10月22日
契約容量	主契約 50A		
○ご使用実績 使用電力量(kWh)	159kWh		
ご使用量の内訳は裏面をご確認ください。			



<クレジットカードでのお支払いが便利です>
左のQRコードを読み取っていただくと、7年10月分と次回
請求以降の電気料金等をクレジットカードでお支払いできます。

お支払いの際は、このミシン目より切り取りご持参下さい。

お客さま番号		電気料金等内訳書		
ご請求番号		記載されていない事項につきましては、ご契約中の契約様式に応じた約款によります。		
21-00162-53211				
料 金 項 目	単 価	kVA/kW/kWh/m	金 額 (円)	備 考
基本料金			1,558	料金確定日：令和 7年10月28日
電力量料金			3,461	
・1段料金	29.80	120	3,576.00	30日間
・2段料金	36.40	39	1,419.60	
・燃料費調整額	-9.65	159	-1,534.35	
再エネ発電賦課金	3.98	159	632	
請求手数料			220	
合計（10%対象）			5,871	うち消費税等相当額
ご請求金額			5,871	533円
				燃料費調整単価のお知らせ（1kWhあたり、税込）
				10月（当月）分 -9.65円
				11月（翌月）分 -7.65円
				翌月分は当月分に比べ +2.00円
託送料金相当額	9.44	159	1,500	
うち賠償負担金相当額				
および廃炉円滑化負担金相当額	0.16	159	25.44	
○ご請求金額には国の軽減措置の値引き（令和7年8、10月分▲2.0円/kWh、9月分▲2.4円/kWh）が含まれています。詳細は当社HPをご確認ください。				
○停電等、電気設備に関するお問い合わせはこちらまでご連絡ください。「0120-995-007」				
○ご請求金額には、託送料金相当額が含まれております。託送料金相当額の目安は使用量（kWh）に一般送配電事業者の託送料金平均単価を乗じて算定しております。				
託送料金相当額について、くわしくはホームページをご確認ください。				

電気・ガスのご使用状況をおまえ、契約内容をご確認ください。ご質問や変更のご希望等ございましたら、カスタマーセンターまでご連絡ください。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

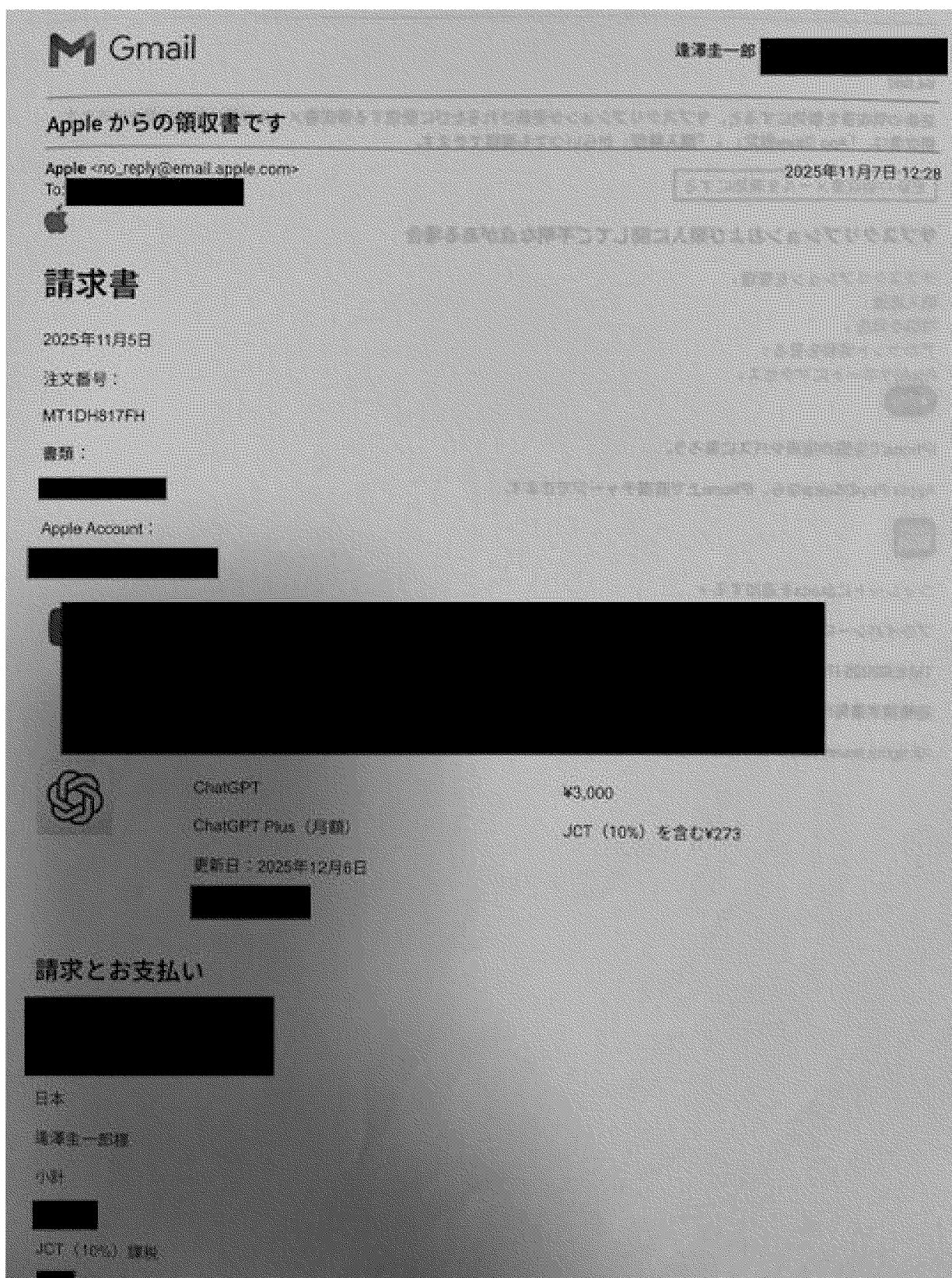
6078

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 5 日	支出額	3,000 円
項目	事務費	充当額	2,700 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	chatGPT Plus 利用料金（12 月分）		
備考	逢澤圭一郎		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6079

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 5 日	支出額	2,296 円
項目	事務費	充当額	1,836 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	両面テープ・コピー用紙代		
備考	吉良英敏		

政務活動費 領収書等貼付用紙

6079

(2/2)

JOYFUL HONDA

No. 000041-9171-6500
2025年11月05日

令頁 4又 言正

本義

¥2,296-

消費税 208円を含む。

但し、
として上記正に領収いたしました。

株式会社ジョイフル本田
茨城県土浦市富士崎1-16-2
幸手店 0480-43-3111

登録番号：T6050001009303

■ガコフ助トは請求時2%割引■
(11/1~11/30は請求時5%割引)

2025年11月 5日(水)15:21 #000041
050631 6500

0004 3M 一般用両面 ¥1,390
(5個 x @278)
0024 北用紙 NewOAA ¥698

小計 ¥2,088
外税額 10% ¥208
買上点数 6点

合計 ¥2,296
(税率10%対象額 ¥2,296)
(内消費税等10% ¥208)
お預り ¥2,296
(内消費税等 ¥208)
お釣り ¥0

「◇」は軽減税率対象商品です。

ポイントカード番号 XXXXXXXXXXXX
前回ポイント 10P
進呈ポイント
ポイント残高

今回ポイントが反映されるまで、
お時間を頂く場合がございます。



返品・交換は2週間以内に商品と
レシート、お支払方法によりカード等を
サビセンターまでご持参ください。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6080

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 5 日	支出額	550 円
項目	事務費	充当額	440 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	レターセット代		
備考	吉良英敏		



ダイソーエムズタウン幸手店

TEL:082-420-0100

公式通販サイト「DAISOオンラインショップ®」

「ダイソーオンライン」で検索!

<領収証>

2025年11月05日(水) 18:09

レジNo.:0006 費:99999992

ミニレターセット(ネコ) ¥500外
(¥100 × 5個)

小計 5点 ¥500

10%税抜対象額 ¥500

10%税額 ¥50

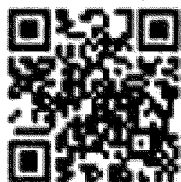
合計 ¥550

お預り合計 ¥610

お釣り ¥60

登録番号 T7240001022681

スマホで在庫検索
DAISOアプリ



ファンコミュニティ
DAISOの輪





店:007680 レシートNo.:7547

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6081

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 5 日	支出額	220 円
項目	事務費	充当額	198 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	ラベルシール代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6081

(2/2)

DVISO
THREEPPY

領収証

No. 99999992-5944-2930
2025年11月05日
[担当: 99999992]

松井 弘 様

¥220-

(うち、消費税等 20円)

但し、ラベルシール代 として上記正に領収いたしました
売上シートNo.: 2930

ダイソー マルエツ朝霞店
TEL: 082-420-0100

<金額山又言正田月森田>
2025年11月05日(水) 12:07
Lif No.: 0006 買: 99999992
ラベルシール (普通紙) / ¥200外
(0100 x 2個) 2点 ¥200
小計 ¥200
10%税別対象額 ¥20
10%税別額 ¥20
合計 ¥220
お預り金計
お支払い
登録番号 77240001022681

店: 008249 店: 008249

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6082

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 5 日	支出額	1,646 円
項目	事務費	充当額	1,481 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	コピー用紙		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

6082

(2/2)



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6083

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 5 日	支出額	11,991 円
項目	事務費	充当額	9,592 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	電気料金 10 月分		
備考	保谷武		

政務活動費 領収書等貼付用紙

6083

(2/2)

ゆうちょ銀行または郵便局でお支払いの場合は左側2票だけお出し下さい。

(A)電気料金等領収証

年月分	7-10
金額	11,991
うち消費税等相当額	1,090
お支払人氏名	保谷 武 様
お客さま番号	[REDACTED]
ご請求番号	21-00164-59881

東京電力エナジーパートナー株式会社

お問い合わせ先
(カスタマーセンター)
0120-995-113

日 附 印
出納
7. 11. 5
埼玉りそな銀行 貯金

(お客さま控え)

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6084

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 5 日	支出額	7,317 円
項目	事務費	充当額	5,853 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	電気料金 10 月分		
備考	保谷武		

政務活動費 領収書等貼付用紙

6084

(2/2)

ゆうちょは銀行または郵便局でお支払いの場合、左側 2 票だけお出し下さい。

(A)電気料金等領収証

年月分

7-10

金額

7,317

うち消費税等相当額

665

お支払人氏名

保谷 武

様

お客さま番号

ご請求番号

21-00164-49475

東京電力エナジーパートナー株式会社

お問い合わせ先
(カスタマーセンター)
0120-995-113

日 附 印

出納

7. 11. 5

埼玉りそな銀行

7

(お客さま控え)

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6085

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 5 日	支出額	4,290 円
項目	事務費	充当額	3,432 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	インターネット接続料 11 月分		
備考	保谷武		

政務活動費 領収書等貼付用紙

6085

(2/2)

[Redacted]			
07-11-05	.振替	*4,290	RK.ワラヒ"CATV
[Redacted]			

電
入
金

○他店支払いの小切手等でご入金のとさは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6086

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 5 日	支出額	828 円
項目	事務費	充当額	745 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	ペン 政務活動に使用する割合が 9/10 以上のため		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

6086

(2/2)

領収書

注文日 2025年11月5日 注文 # 249-6985128-7550260

お届け先	支払い方法	注文概要
小久保憲一事務所 比企郡小川町大塚21-1 埼玉県 355-0328 日本	Visa 下4桁	商品の小計： ¥828 配送料・手数料： ¥0 注文合計： ¥828 ご請求額： ¥828



三菱鉛筆 多機能ペン ジェットストリーム 4&1 0.5 ライトピンク 書きやすい
MSXE510005.51
販売: Amazon.co.jp
返品期間: 2026年1月31日まで
¥828

[トップへ戻る](#)

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6087

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 5 日	支出額	4,980 円
項目	事務費	充当額	4,482 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所 飲料水代として 2025 ー 11 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

方方

フリーダイヤル 0120-441-222

領收書No. 040476

10995123

上記金額を正に領収致しました。

[illegible]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6105

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 6 日	支出額	1,100 円
項目	事務費	充当額	550 円
細目	事務費	按分率	5/10
摘要	梱包用クラフトテープ		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6105

(2/2)

だんぜんダイソー

DVISO

埼玉県議会議員 領収証

岡田 優 様

¥1,100-

(うち、消費税等 100円)

但し、
売上シートNo.:1955

として上記正に領収いたしました

ダイソー北本南店
TEL:082-420-0100

<各頁山又正印月※田>

2025年11月06日(木) 15:34

レ/ No.:0005 費:9999992

クラブトラージ (4.5mm ¥500外)

(0:00 X 5回)

多機能クラブトラージ 4 ¥500外

(0:00 X 5回)

小計 10点 ¥1,000

10点税対象額 ¥1,000

10点税額 ¥100

合計 ¥1,100

お預り合計 ¥1,100

お支払い ¥0

登録番号 T7240001022681

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6106

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 6 日	支出額	328 円
項目	事務費	充当額	295 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所用トイレットペーパー		
備考	宛名：阿左美健司		

政務活動費 領収書等貼付用紙

6106

(2/2)



秩父店

TEL:0494-27-3200

株式会社 セキ薬品
登録番号：T6030001051892

2025年11月06日（木）12時20分
店：00100 レジ：003 T：03

== 領 収 証 ==

担当

はなびよりエコロール 外* ¥299
4560154694327 (P×5)

お買上点数	1点	
【小計】		¥299
外税	10%	¥29
【合計】		¥328
(内消費税)		¥29
現金		¥328
預り		¥330
釣り		¥2
(10% 対象額		¥299)
(10% 税額		¥29)

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6107

(1/3)

日付	令和 7 年 11 月 6 日	支出額	2,970 円
項目	事務費	充当額	2,673 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	IT 環境運用保守料		
備考	「口座名義：横川雅也」 2,673=2,970*9/10		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6107

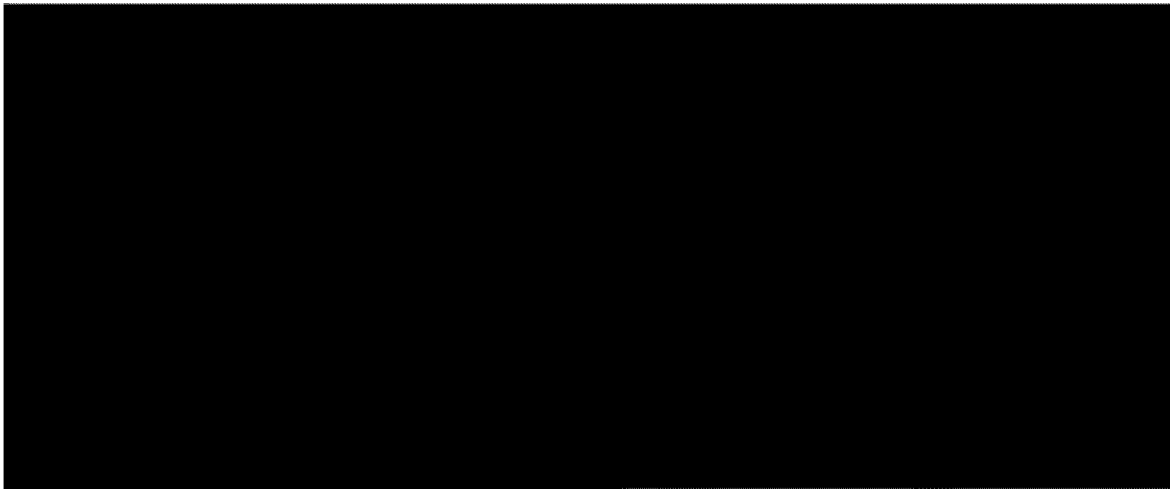
(2/3)

07-11-06	振替	*2,970	SMBC(フジ"ファイル
----------	----	--------	--------------

政務活動費 領収書等貼付用紙

6107

(3/3)



貴川雅也事務所

様

請求書

発行日：2025年10月02
請求書番号：851001-04264

今回ご請求額 2,970円

富士フイルムビジネスインノベーションジャパン株式会社

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、郵便名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

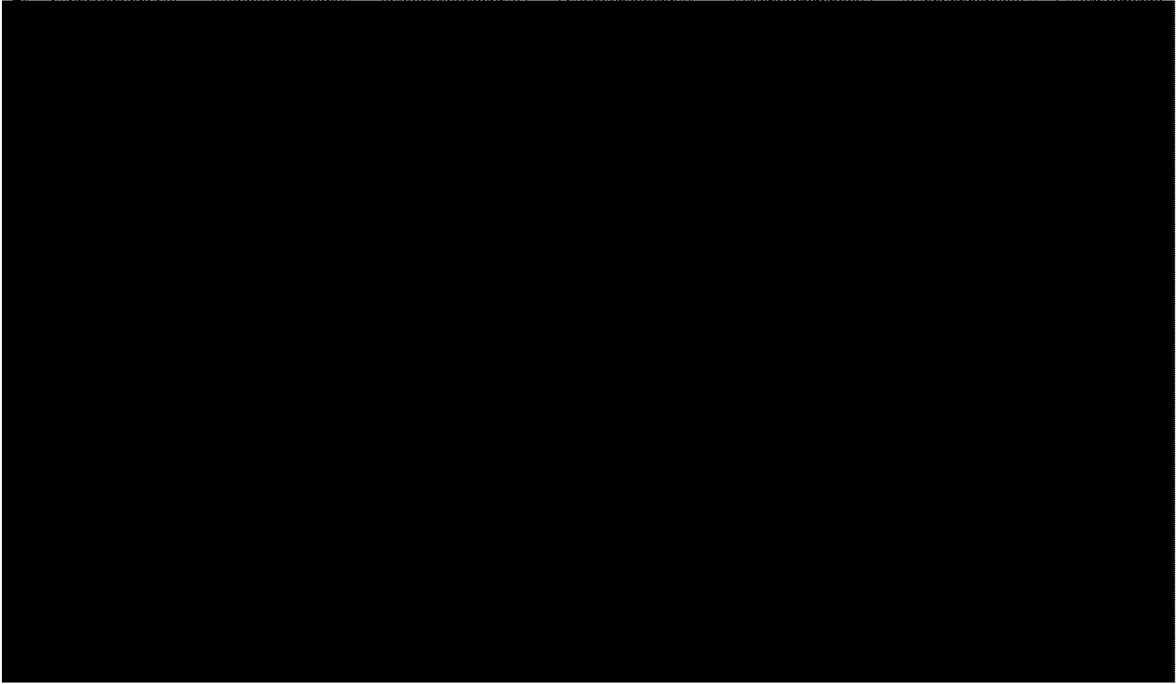
お問合せ番号： 電話：0120-069-860

【お願い】11月1日から11月9日まで弊社基幹システム切替のため請求書到着時期が従来と異なる場合がございます。詳細は公式サイト【JMFAQ】をWEB検索しご確認ください。
fujifilm.com/fb/support/callcenter/seikyu

登録番号：T1011101

お支払約束手	2025年11月06日
お支払方法	口座振替(三井住友カード)
金融機関名	埼玉りそな銀行
本・支店名	支店
預金種目/口座番号	普通預金 / *****
指定口座名	上記、お支払約束手日に口座引落しさせていただきます。

科金項目/品名	期 限 / 送 品 N O	枚数/数量	単 価	小 計 (円)	合 計
あんしんSPIIT(ベネシック)	2025/09/01-2025/09/30				
代金/料金合計					
消費税および地方消費税(10%)					
今回ご請求額					



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6108

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 6 日	支出額	20,588 円
項目	事務費	充当額	18,529 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	電話料金 10、11 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

6108

(2/2)

電話料金等払込受領証
東日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側2枚をお出しく下さい。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
新井 一徳 様

お客様番号
[REDACTED]

2025年10月ご請求分

金額(円)
¥10,340-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3330111

領 収 日 ③ 附 印
265827
25.11.06
ローソン 福川
上野区西日暮

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
東日本ご利用分

ご請求先氏名
新井 一徳 様

お客様番号

2025年11月ご請求分

金額(円)

¥10,248-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3330111

領 収 日 附 印

25.12.03

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6109

(1/1)

日付	令和 7 年 11 月 6 日	支出額	8,894 円
項目	事務費	充当額	7,115 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	コピー料金 9 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

埼玉県議会議員 保谷たけし

様

請求書

発行日：2025年10月02日
請求書番号：851001-0111048

富士フイルムビジネスインベーションジャパン株式会社



今回請求額 8,894円

登録番号：T1011101015050

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号： 電話：0120-069-860

【お願い】11月1日から11月9日まで弊社基幹システム切替のため請求書到着時期が従来と異なる場合がございます。詳細は公式サイト【JNFAQ】をWEB検索しご確認ください。
fujifilm.com/fb/support/callicenter/seikyu

お支払約束手日	2025年11月06日
お支払方法	口座振替(三井住友カード)
金融機関名	埼玉りそな銀行
本・支店名	支店
預金種目/口座番号	普通預金
指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。

料金額 / 品名	期間 / 返品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
1 トータルサービス料金	2025/09/01-2025/09/30				8086
2 黒モード	1521以上	337	3.00	1011	
3 フルカラー	1521以上	283	25.00	7075	
4 ご使用合計		620			
5					
6 【代金/料金合計】					8086
7 【消費税および地方消費税(10%)】					808
8 【今回ご請求額】					8894
9					
10 ※ご利用機種/機械番号: DocuCentre-VI C2264 CPFS-4T 221876					
11 (今回) (前回) (テスト) (ミス) 2025/09/01-2025/09/30					
12 1 (20248) (19907) (0) (4)	設置先	埼玉県議会議員 保谷たけし			
13 2 () () () ()					
14 3 (15727) (15441) (0) (3)					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					

12221 01308 30 1010 0C9
A-012500 0000 510 1NK 0000 10705020

3 1 備考:

MFP003

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6110

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 6 日	支出額	35,700 円
項目	事務費	充当額	32,130 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務備品購入（デスクチェア）		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6110

(2/2)

領 収 証

渋谷 真実子 様

No. 0120671

金額	円	¥	3	5	7	0	0	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

但し デスクトップ PC (内) 宛対象消費税 (円)
(内) 宛対象消費税 (円)

上記正に領収致しました。
2025年1月6日

内部 3033296019

本社所在地：埼玉県さいたま市中央区上落合8-3-32
登録番号：T1030001004269

税務署承認済 付につき浦和 印紙税申告納

毎度ありがとうございます

シマホ Simochu HOMES

ホームズ川越店 TEL050-1712-4326

発行名 受領名

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6111

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 6 日	支出額	6,280 円
項目	事務費	充当額	5,652 円
細目	事務費	按分率	90/100
摘要	ipad レンタル代		
備考	・ 埼玉県議会自由民主党議員団 ・ 日付：2025 年 11 月 6 日		

政務活動費 領収書等貼付用紙

6111

(2/2)

Geo  レンタル

領収書

様

注文日時：2025年4月3日(木)18:40
注文番号：409203420398
レンタル期間：2025年11月6日～2025年12月5日

金額 6,280円

但 レンタル代金または商品代金として

お支払い方法：クレジットカード

上記正に領収いたしました

No.		商品名	単価（税込）	数量
1	10%対象	iPad10 Wi-Fiモデル 64GB ブルー	6,280円	1
	10%対象	小計	6,280円	
		合計	6,280円	
		内 消費税	570円	

〒460-0014 愛知県名古屋市中区富士見町8番8号0MCビル

株式会社Geo

T5180001138940

本紙は電子的に保存している領収データを画面表示したものです。

金額は全て税込表記になります。

電子商取引にかかる文書のため、印紙税の非課税文書に該当します。

政務活動費 領収書等貼付用紙

6126

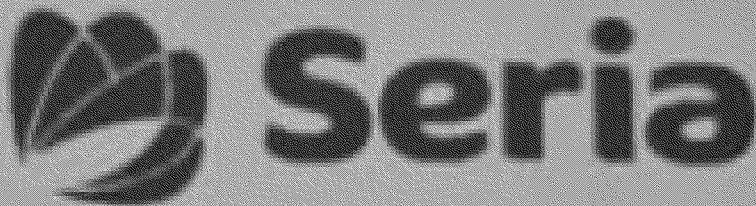
(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 7 日	支出額	1,650 円
項目	事務費	充当額	1,485 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	文房具代として		
備考	松本義明 但し、文房具代として（ラッセボックス（書類整理の 為））		

政務活動費 領収書等貼付用紙

6126

(2/2)

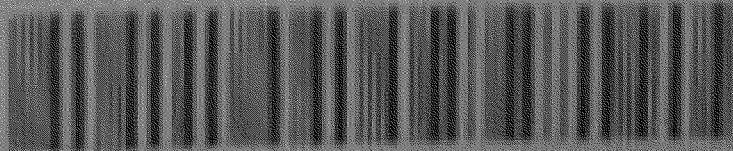


登録番号 T4200001013662

領収書
ヤオコー入間下麻沢店 0763
TEL04-2966-5861

2025年11月 7日(金) 20:56 #000005
23230

ラッセ B5 ブルー	900
ラッセ ワイド ブルー	600
小計 15点	1,500
10%対象 1,650(内 税額 150)	
合計	¥1,650
コート 決済	¥1,650



PayPay

POS取引番号 60671
注文番号 7a41b0000052531175411
決済番号 04839320144421584897